徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村績
印刷所　今盛印刷所

公明選挙
この一票で
明るい政治

7月1日執行予定

参議院議員選挙の心構え

きれいな政治の基となる公明選挙を話しあいで

今年七月一日の予定で、参議院議員の半数一二五名を選挙する通常選挙が行われます。私たちは、今までにいくつかの選挙をしてきました。そしてそのつど、公明選挙の話もききました。しかし選挙の度ごとに、たくさんの選挙違反も挙げられている社会の実相も見聞してきました。

そこでこの号では、七月の参議院議員選挙をひかえて「公明選挙活動」を中心に、私たちの日常生活と政治と選挙についての問題を取りあげてみました。

参院選挙までには、まだ一月半位ありますので、あなたのグループが何かの用事でお集まりのときでも、またお夕食後の家族会議のときでも結構です。この問題についてできるだけ「話しあい」の場をみつけて、一人でも多くの人が、政治や選挙ということに認識を深くし、この作用が私たちの日常の生活にどういう影響があるかなど、よく話しあい、理解となつとくの上で、これからの選挙に臨みたいものですね。

また、できれば婦人学級、青年学級などでも、積極的に話しあい活動を通じて、私たちの生活をより楽しいものとし、明るく住みよい社会を作るために、一人一人が、自覚と認識の向上に役立ててくださるようお願いいたします。

生活と政治

私たちが、実社会の中で、工場で働らいたり、田畑を耕したり独立した社会人として、一個の経済生活を営むようになると、直接に当面するのは、国の経済であり政治につながりを持つことになります。

成人すれば、社会人としての権利をうるとともに、責任と義務とを負わされてきます。

たとえば、税金は取り立てられる。罪を犯すと処罰される。

言論や思想が自由となるかわり行動の責任をとらなければなりません。

私たちの生活が進んできますと私たちは、政治によって動かされる生活から、政治を批判し、あるいは政治に参加し、政治をする政治生活の面を持つようになります。

こうして、私たちの生活には政治の影響は、たいへん深いわけですが、ややもすると経済生活の面のみが表面にでて、その方に目を奪われてしまいがちです。

政治とは何か

難しいことばですが「共同生活の向上のためにする団体意志の構成および、その運用に関するいつさいの行動である」といわれています。これを少し分析しますと

まず第一は政治の目的が、人類共同生活の向上ということです。

第二は政治の手段の問題です。どうして共同生活の向上をはかろうとするのか……といえば、それは団体意志の構成とその運用によるのです。

政治の行われる社会においてはその社会を運営してゆくためにはその社会内の個々の人の意見のほかに、その人々が従わなければならない「団体の意志」というものを定めなければなりません。

たとえば、国家の法律や予算等がそれであつて、このような団体意志を構成するすべての過程において、これに関係のあるいつさいの行動はみな政治です。

私たちの生活の中で、生命、身体、財産の保護は何ものよりも私たちの幸福に大きな影響を及ぼすものです。

これらをおびやかす犯罪については、警察や裁判所が、それぞれ充実した機構と活動とによつて防犯や検挙に不断の努力を払つており、警察の厄介などにならないといつている人でも、目に見えない保護の手に包まれているわけです。

そのほか、災害の防除や災害発生後の救助、医療施設や医療機関の設置、健康保険制度など病気の予防、治療に万全を期しています

また各種の農業振興策が行われるなど、政治の働らきが直接に私たちの生活に及んでいるわけです

戦後は教育の大変革、農地改革による農業基盤の改革、労働者の生活保障のための労働三法の制定など、私たちの家庭の経済生活と政治が、いかに密接な関係にあるかは、戦時中の生活必需品が配給くるしく、積極的な関心が必要ではないでしょうか。

低調な政治の影響、結果を受けるのは、私たち国民自身であり私たちがその責任を負わなければならないからです。

あの大平洋戦争で、私たちは深く知るところもなしに戦争に入り必勝の信念を説かれるままにこれを信じ、戦い、そして敗れました

しかも敗戦の痛手は私たちが受け、私たちがその責任を負わなければならなかつたことを思い起せば、十分なつとくのできることではありますまいか。

民主主義とは

昭和二十二年五月三日にわが国は、日本国憲法のもとに、民主平和国家として新発足したわけですが戦争によるギセイがあまりにも大きかつたことに深く反省し、国民の血と涙をもつて得たこの民主主義をりつぱに育てあげ真の平和と幸福をしつかりと握るよう、国民の一人一人が努力しなければなりません。

新憲法は、その前文の中に

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と

あります。

この短い文章こそ憲法全般をつらぬく民主主義の原理を説いたもので、一八六三年にアメリカ大統領リンカーンが、演説中に用いた「人民の、人民による、人民のための政治」と同じ意味です。

新憲法下の国政は、国民の信託によるものであつて、その源は国民に発するものです。

すなわち、主権は国民にあるということです。その権力は国家機関が行うわけですが、政治の最終の目的はすべて国民の福利のためにするものでなければなりません

国の政治あるいは、地方自治の主体は、国民であり、住民であつて、その手段も目的も、国民、住民の幸福な生活の実現にあるということで、これが民主主義の本質であるといえるのです。

権利であるとともに、国民の責任でもあるわけです。

政治と選挙

りますが、今日、大多数の国では一般国民は投票で自分たちの代表者を選ぶだけにとどめ、法律案や予算案の審議などは、国民を代表する議会に、行政の執行は内閣に任せる方法を採用しております。

これを代表民主主義（間接民主主義）といつています。

一般の人々は、官公署、会社工場、商店、農耕や台所の仕事や乳児の世話などで、公共の仕事には直接手が出せないのが実情です。

かりに暇のある人でも、こうした仕事には、適しない人もあるでしょう。

そこで、私たちを正当に代表できる人々を選んで、市町村議会や都道府県議会、国会その他、政治上の決定を行うところへ出てもらうわけです。

従つて、代表民主主義国家では「選挙」がたいへん重要な意味と役割を持つことになるわけです。

ですから、本当に国民のためを思う誠意と情熱のある人を選ぶことが、民主政治を成功発展させる第一歩だといわなければなりません。

もちろん、よい指導者を選んで政治を委せることは大切なことですが、国民は、これらの指導者を選んだ後、常にそれらの人々の政治の行方に注意して、もし具合が悪ければ、次の機会に国民が改めて選びなおすところに、民主主義の妙味があります。

このことは、国民に与えられた権利であるとともに、国民の責任でもあるわけです。

政治と選挙と金

「政治と金」は古今東西の国を問わず、切つても切れない関係にあるものとして、困難な問題を提起してきました。

政治の浄化とは、政治を金の魔力から解放することにあるといつても言いすぎではありますまい。

現在の民主政治は、前に述べましたように、間接民主政治であり、国民が選挙により代表者を議会に送つて、主権の行使に当らせる政治形態です。

ところで、議会に送られた議員は、同じような主義政策を有する者が集まつて、政党を組織し、この政党が政治を行うのです

国民の側からいえば、国民は選挙によつて、代表者を通じて間接に政党を選択して、政権を委ねることになります。

これを政党の側からみれば、政党は党員を選挙に立候補させ、多数の当選者を得て政権を握り、その政策の実現に当るわけです

公明選挙運動というのは

近来種々の形で行われている公明選挙運動は、こうした見地から理想選挙を実現しようとする国民運動です。

公明選挙運動の目的は、単なる選挙違反の撲滅や棄権防止運動のみに止まるのでなく、公明選挙運動の最終最高の理想は、有権者の一人一人が、国の政治や地方自治に、どういう人物を代表として選ぶのが、最も適当かということを よく考え、他人のさしずを受けないで、自分の判断に従つて投票し正しく、明るい選挙を通じて、ほんとうに、その名にふさわしい国民の代表、住民の代表を選びだすこのような選挙を実現することにあります。

そしてでこんどは、差し当つての問題である参議院議員選挙が、この七月に行われますので、若干この点にふれてみましょう。

いかにすぐれた政策をかかげても、いかにりつぱな指導者を党首に仰いでも、選挙に勝たなければその主義主張の実現に当ることはできません。

そこで、この政党が、その組織を運営し、国政について調査立案し、これを宣伝して選挙において多数の議員を獲得するためには多額の資金を必要とすることにはなに人も異議のないところでしよう。

したがつて、国民がその政策には異議なく、純真な気持ちで献金をすることは、なんら非難すべき筋合いではありません。

しかし問題は、この献金が政策の代償ではなくして、政権を獲得した後の特殊利益を予約したいわゆるゲビものつきゲであることが多いことにあるのです。

しかも、清浄な献金と不浄な献金との差は、まさに紙一重で、もし献金をあまり制限すると、政党の健全な発達を害する結果となるおそれがあるとも考えられるのです。

将来の選挙は、このように多くの金がかかつていますが、選挙に金がかからないようにすることは政党の政治資金の公明化こそが政治を金の支配から開放する唯一の方法と考えられます。

それでは、どうしたら、選挙に多くの金のかからないようになるだろうかということです

これについては、国の制度的な面として、第一に選挙法上の諸問題点が考えられますと同時に、精神的な面として、国民自身が政治意識の向上と政治道徳の高揚に努めなければなりません。

国民の一人一人が、選挙は民主政治の基盤であり、公明正大な選挙によつて、はじめて自分自身の幸福をもたらす、りつぱな政治が行われるようになることを悟ったときに、政治と金の問題は解決したも同然となるわけです。

参議院の性格

なぜ二院制にしたのか

日本の国会は、衆議院および参議院の二院制度をとつています。

国会という、国家機関の意志は原則として、両議院の意志の合致した限度で成立するわけです。

今日では、ほとんどの民主国家の国会は二院制をとつています。

それは、一院制の場合、時として多数の横暴や権力の濫用が行われ、その結果、真の国民の意志かは、かけ離れた方向にまで進んでしまうという危険性もあるわけですが、二院制の場合は、審議の慎重を保障することによつて、行過ぎのあやまちを犯すことを防止できる長所があるわけです。

現行制度では、衆議院の権限を参議院のそれに比べて、やや強大にして、衆議院の優越性を認めていますが、この優越性も両院の意志が合致しないという特別の場合に認められているわけです。

通常の場合、両院ともに同様に国政を審議する権限と責任とがあるわけです。

参議院は、一面において第二院的な性格をもつていますが、これは参議院を軽視したものではなく、両院の任期、選出方法、定数などに差異をもうけて、両院の機能の差を前提とした制度ということができましよう。

☆　☆　☆　☆　☆

参議院議員選挙の特色

参議院議員および、それを選ぶ選挙人の資格については、ほかの公職の選挙の場合と同じく、平等の原則が守られ、人種、性別、思想、身分、財産、収入などで差別されることはありません。

議員定数は

全国選出議員一〇〇人
地方区選出議員一五〇人、計二五〇人

参議院議員の任期は、全国区と地方区とも六年ですが、三年ごとに、それぞれその半数の改選が行われることになつています。

それで、今年はその半数の参議院議員一二五名の改選が行われることになつております。

また参議院には、衆議院と異り解散の制度がないことです。

従来行われた参議院議員選挙の投票率をみますと、衆議院議員選挙や他の地方選挙に比べて、たいそう低い事を示しております。

お互いが、日常生活に一番身近かな地方選挙には、深い関心を寄せるが、国の選挙には比較的関心のうすいのが実情です。

しかし、地方自治は国の政治のわく内にこそ存在成立するのでありこうした観点からすれば、参議院議員選挙の重要性も理解できると思いいます。くわしいおしらせは次号にゆずります。

異動のあつたときは すぐに届出を ＝国民健康保険

四月下旬に駐在員集会を各地区で開き、役場からいろいろお願いもし、また駐在員の方からのご意見もお伺いし、たいへん参考になりました。その際、各地区でのご意見を総合しますと、国民健康保険に対するPRを、も少し徹底してもらいたいとの事でした。

そこで、今月は特にこの問題を取りあげてみました。

まず、国民健康保険の内容から申しますと

被保険者とは

現在は、いわゆる国民皆保険ですから、つぎに列記しますような特別の人を除いて、国民のだれもが全部被保険者となつています。

特別の人というのは

1 健康保険法
2 船員保険法
3 国家または地方公務員共済組合法
4 公共企業体職員等共済組合法
5 市町村職員共済組合法
6 私立学校教職員共済組合法
7 日雇労働者健康保険法の適用を受ける被保険者、組合員、並びに被扶養者
8 生活保護法の適用を受けているもの

これらの1から8までの人は国民健康保険の適用は受けませんので、これを除いた全部の人は、みな国民健康保険の適用を受けます

保険の給付

国民健康保険事業のうち、一番大きい仕事は、保険給付の仕事で病気や負傷に際して、五割の給付を行なつております。

この療養給付は、国民健康保険法に基ずいて給付せられます。

この給付を分けますと

法定給付

1 医療費の給付（診療、薬剤治療、手術、給食など）
2 移送費（急を要する患者の車代）これは事前に申請をして承認を求めなければいけません。
3 看護費（重い患者の看護料）これも事前に承認申請がいります。

1の医療費のうち、世帯主の結核精神病については、七割の給付が行われます。

任意の給付は

1 助産費一人に付五〇〇円
2 葬祭費一人に付一、〇〇〇円

☆ 特別の事由で、被保険者証を提出しないで、療養取扱機関にかかつた場合、療養給付にかえて五割の給付をいたします。

この場合は療養取扱機関の領収証がいります。

つぎに、被保険者の皆さま方でぜひ平常から心得ておいていただきたい事務取扱いのうえの手続きなど説明しますと

十日以内に届けていただくことつぎのことがらについては、そのことの発生したときから、十日以内に本庁か各支所に届け出ていただき、保険証の内容をいつも正しいものにしておきましょう。

1 資格の取得
出生、転入などで、町の国民健康保険に加入資格のできた人
2 資格を失つた人
死亡、他市町村への転出、他の社会保険に加入した人。
3 世帯の氏名、住所の変更
こうした場合、かならず保険証に印鑑をそえて、お申出ください

☆ 特別の事由で、被保険者証の交付

つぎの場合は、申出により、特別被保険者証が交付されます。

イ 就学中の学生生徒
これは、在学証明書の提示を要します。

ロ 旅行、出稼ぎ等で、長期にわたり住所を離れる人。

以上、あらまし書きましたが特さんの世帯の中に、こうした異動があつた場合、保険税にも関係があることですから、一日も早く被保険者証と印鑑をもつて、本庁か支所で手続きをして下さい

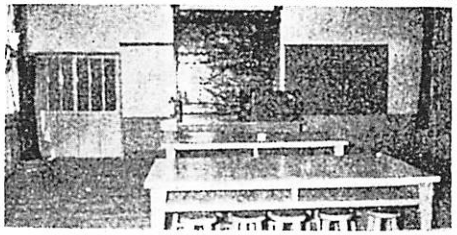

串中建築の竣工

町立串中学校の建築は、四月二十七日完成、全日竣工式が行われ屋体一二〇坪、教室一七二坪の木造建で、一千百余万円を投じ、写真のようにりつぱにできました。

少しの油断であの悲劇を ＝交通規則を守ろう

はげしい増加を示している交通事故をなくするために、五月十一日から二十日までの十日間、春の交通安全運動が、全国いっせいに行われております。

交通事故の主な原因をみますと自動車の側についてはスピードの出しすぎ、無理な追い越し、よそ見運転などが多く歩行者の側では車のすぐ前や後の横断、幼児の一人歩きや道路での遊びなど、いずれも交通の規制を正しく守らなかつたために起きた事故が、大部分を占めております。

平凡なことですが、交通の規則は事故を起さないようにつくられていますから、内容を十分に知つて、たれもが、正しく守つていくことが、事故をなくする前提条件といえます。

そのためには、最少限つぎのことは守つて、自分の体の安全を守りましょう。

○ 道路を斜めに横切つたり、車のすぐ前や後を横切るのは危険です。道路を横切るときは、いつたん止つて、左右の安全を確かめ、安全なとき早く渡りましょう。

○ お母さん、学校にいつたお子さんに忘れものはありませんかそれは一道を歩くときには右側を、自転車には気をつけてね」という一言です。

○ 自動車の運転には、熟練工はありません

運転前の慎密な点検と、いつでも止れる安全な速度、この二つが安全運転のカギです。

○ 道路にはみ出した自転車や品物は、交通の防害になります。きちんと片づけましょう。

○ 踏切での事故は、ほとんど即死という悲しい結果を招いています。自動信号機といつても機械ですから、いつ故障になるかわかりません。

踏切では、かならず止つて、右と左の安全を確めてから、通りましょう。

チョツト待て車のかげにまた車

全安交通で交長も一日署長

（五月十三日長崎町長は、一日署長で、よい子の胸へ黄色い羽根をつけ、交通指導に一生懸命の仏きぶり）

盛大に行われた合同慰霊祭

（写真は高地小学生の浦安の舞）

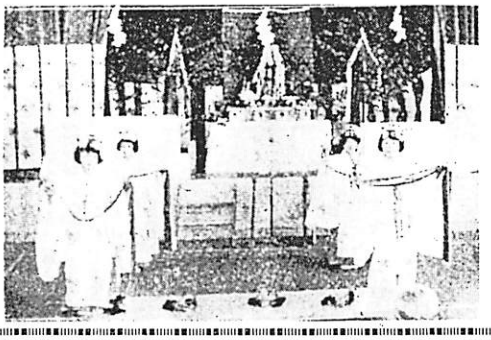

町主催の戦没者合同慰霊祭が五月十三日午前十時五十分から町立堀中学校講堂で、神式で行われました。

参列者は来賓を含め四六〇名で厳粛な中にも盛大でした。

遺児代表の佐波高校家庭科三年田中君枝さんの追悼のことばは参列者の胸をうつものがあり、戦争のない、平和社会の建設こそ英霊に報ゆる唯一の道だとの、感じをいつそう深くしました。

つゆどきは栄養と休息が大切

これからは、高温多湿の季節になりますが、つゆどきには、栄養と休息が必要です。

午前中つかれたときは、一時間か三十分昼寝の時間をとり、夜は一時間早目に就寝します。

また、冬にくらべて、ビタミンの要求量が三倍から十倍くらいになるのに、食品中のビタミンが敬かいされやすく、ビタミンBが欠乏しがちです。

そこで、副食には、タンパク質や脂肪類を多くとるよう工夫しましょう。

福祉年金を受けられる方へ ことしの定時届を

国民年金の福祉年金を受けられる方、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者は、毎年六月一日から六月三十日までの間に、定時届（所得状況届）を、住所地の役場を通じて県に提出しなければなりません

この定時届とは、福祉年金の受給権者が、昭和三十六年度分の所得等の状況を届けるわけですがくわしいことは、本庁か支所の係員にお尋ねください。

有利になつた 国民年金法の改正

このたびの国会で、国民年金法の一部が改正されましたので、その主な点をのべましょう。

拠出年金については

保険料を免除された場合にも納めるべき保険料の1/2相当額の国庫負担がつきます。

ですから、保険料の免除期間が長くても、拠出年金がもらえます

福祉年金については

1 恩給、厚生年金などの公的年金の額が、二万四千円（その公的年金が、戦争による公務死などに基ずく場合は七万円）未満のものに限り、福祉年金の額の範囲で、この十月から福祉年金と公的年金の両方がもらえます

2 これまでの福祉年金を受けている人の配偶者が、恩給や厚生年金などの公的年金を受けていると、福祉年金の額から、六千円を限度として、差し引かれていた措置が、これも十月からなくなります。

3 福祉年金を受けることのできる人の所得が、十三万円をこえる場合、年金の支給が停止されていたのを、十五万円に引きあげ、この五月から適用されます

4 母子、準母子福祉年金において二人目からの子や孫に対する加算額が、二千四百円から、四千八百円に引きあげられ、これも五月から実施されます。

ころばぬ先の杖とか、後衛先に立たず……とか申しますが、事故が起つてからでは、間に合いません。

また、かならずやつてくる老後に備える国民年金制度です。

今までに、滞納になつた掛金は一日も早くすませて、これからは毎月、定まつた日に推進員さんの所に持つてゆき、キチン、キチンと納めたいものですネ

第12回懸賞論文の募集

一 題
結計からみた私たちの生活

二 四百字詰原稿用紙三十枚以内

三 昭和三十七年九月十五日〆切

四 原稿送り先
東京都千代田区霞ケ関一ノ二
行政管理庁統計基準局内
財団法人、全国純計協会連合会

五 封皮には、かならず第12回懸賞論文応募希望者は、くわしく本庁総務課へお問いあわせください。

5月の税金は

軽自動車税です

5月31日までに納めましょう

◇◇　◇◇
◇◇　◇◇